

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 13 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂と
フードバンクとの協力について（情報提供）

標記について、別添のとおり、当省子ども家庭局、社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部及び老健局から、各都道府県、指定都市及び中核市宛て事務連絡が発出されましたので、業務の御参考まで情報提供します。

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 13 日

各 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市

ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障 害 保 健 福 祉 部 局
介 護 保 険 担 当 主 管 部 局

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂とフードバンクとの協力について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」（令和 2 年 3 月 3 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）において、子ども食堂が地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえた留意点をお示ししているところです。

また、子ども食堂は、ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」及び生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯に対する「子どもの学習・生活支援事業」と併せて実施されている場合がありますが、これらの事業の実施に当たっての留意点は、「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 2 月 28 日付け子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室・社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）においてお示ししており、食事の提供に関して、「衛生管理等に十分配慮した上で、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得つつ、利用者の居宅に食品等を配布するなど状況に応じた柔軟な対応が可能」であることをお示ししているところです。

今般の状況を踏まえ、農林水産省において、新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者等から発生する未利用食品のフードバンクへの寄附等による有効活用を促進するため、下記の実施がなされています。生活困窮者支援やひとり親家庭に対する支援に役立てていくことについては、「新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進について」（令和 2 年 3 月 13 日文科科学省初等中等教育局健康教育・食育課ほか事務連絡）においてもお示ししていますが、下記の実施を活用して、子ども食堂とフードバンクとが協力し、地域の実情に応じた実施の推進を図ることは、子どもの食事の確保に資するものと考えています。

各都道府県におかれては、下記の実施について、貴管内市町村（特別区を含み、

指定都市及び中核市を除く。) に対し周知をお願いいたします。併せて、教育関係部局等の関係部局にも周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者から発生する未利用食品についてのフードバンクへの情報提供

農林水産省において、全国の食品関連事業者からフードバンクへ寄附することを希望する未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに対し一斉に情報発信する取組を進めており、食品関連団体宛てに別添のとおり事務連絡が発出されています（別添1）。（別途全国のフードバンクにも農林水産省から同趣旨の事務連絡を発出しています）。

2. 学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、農林水産省において、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により、食品関連事業者等から発生する学校給食で活用する予定であった未利用食品をフードバンクへ寄附する又はフードバンクと調整の上で福祉施設・子ども食堂等に直接寄附する際に必要となる輸配送費を支援する等の事業（以下「新しい事業」という。）を実施しています（別添2）。子ども食堂とフードバンクが協力して、この新しい事業を活用することで、子ども食堂において未利用食品を効果的に活用し、配布する取組がより一層しやすくなると考えられます。

（別添1）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者から発生する未利用食品についてのフードバンクへの情報提供について」（令和2年3月4日付け農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課長事務連絡）

（別添2）

- ・「フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策」（農林水産省資料）
＜参考：農林水産省ホームページ＞
https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/200310_1.html

（別添3）

- ・「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」（令和2年3月3日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添4）

- ・「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月28日付け子ども家庭

局家庭福祉課母子家庭等自立支援室・社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)

(別添 5)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進について」(令和 2 年 3 月 13 日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課ほか事務連絡)

【照会先】

(子どもの生活・学習支援事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

母子家庭等自立支援室 生活支援係

電話：03-5253-1111(内線 4887)

(子どもの学習・生活支援事業)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室 居住支援係

電話：03-5253-1111(内線 2879)

(地域活動支援センター事業)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

自立支援振興室 地域生活支援係

電話：03-5253-1111(内線 3075)

(介護予防・日常生活支援総合事業)

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係

電話：03-5253-1111(内線 3986)

(介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業))

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係

電話：03-5253-1111(内線 3947)

事務連絡
令和2年3月4日

食品関連団体 各位

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課長

新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者から発生する未利用食品
についてのフードバンクへの情報提供について

日頃より、農林水産省の施策に御理解・御協力を賜わり感謝申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルスの感染症対策として、各種イベントの中止・延期や小学校・中学校等の一斉臨時休業などの対応が求められています。これに伴い、これらのイベントや学校給食で活用する予定であった食品が未利用となり、今後の活用について検討されている食品関連事業者も多いのではないかと存じます。

このような未利用食品の最終的な活用手段の一つとして、フードバンクへの寄附があります。フードバンクとは、食品関連事業者等から未利用食品の寄附を受けて、社会福祉団体等食品を必要としている人や施設に提供する取組です。

農林水産省では、各食品関連事業者において、新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品で、今後の使用・販売が見込めないものについて、フードバンクへの寄附を推進するため、下記のとおり、各食品関連事業者からフードバンクに寄附することを希望する未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに対しこれらの情報を一斉に発信する取組を行います。

つきましては、このことを会員各位に御周知いただきますようお願いいたします。

なお、フードバンクへの寄附も含めて最終的に食用として活用できない場合には、飼料や肥料等へ再生利用（リサイクル）を推進していただくよう、併せて御周知願います。

記

1 食品関連事業者から農林水産省への情報提供

各食品関連事業者は、フードバンクへの寄附を希望する未利用食品の情報について、別紙様式に記入の上、メールで提出してください。

【提出先メールアドレス：loss-non@maff.go.jp】

※消費期限又は賞味期限を過ぎた場合や、汚損、破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は対象となりません。

2 農林水産省からフードバンクへの情報提供

農林水産省は、毎日、各食品関連事業者の未利用食品の情報について一覧として集約した上で、全国のフードバンクに対し一斉メールにて発信します。

※未利用食品情報の一覧は、公表いたしません。また、フードバンクに対しても、情報管理に留意するようお願いしております。

3 フードバンクにおける食品関連事業者との寄附の調整及び実施

フードバンクは、農林水産省から提供された未利用食品の情報一覧をもとに、寄附を受けたい未利用食品がある場合、当該未利用食品を有する食品関連事業者に対して、直接連絡を行います。

食品関連事業者は、フードバンクから要望があった場合、受け渡し方法など具体的な調整を各自で実施してください。

その上で、お互いが寄附について合意した場合は、合意内容に基づき、未利用食品を寄附してください（個別の取引について、農林水産省は関与しません）。

4 食品関連事業者から農林水産省への寄附後の報告

食品関連事業者は、未利用食品の情報一覧に掲載した食品をフードバンクに寄附した場合、別紙様式により、農林水産省に報告してください。農林水産省は、食品関連事業者の同意を得た上で、寄附の実績を公表します。

5 留意事項

- ・食品関連事業者とフードバンクとの合意にあたっては、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」に基づき、又は準じた取扱いを行ってください。（参照）農林水産省ホームページ＞5.フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html



- ・未利用食品の情報一覧に掲載した食品の全てに、フードバンクからの要望があることを保証するものではありません。
- ・発信先となるフードバンクは、令和元年度フードバンク実態調査等により、農林水産省がメールアドレスを把握している団体であり、その活動内容等を農林水産省が保証するものではありません。
- ・本取組を起因としたトラブルについては、農林水産省は一切関与しません。

6 その他

- ・本取組に関する農林水産省からのお知らせは、省ホームページを通じて御連絡いたします。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html



- ・農林水産省では、ICT 等を活用して未利用食品の販売（シェアリング）を行うビジネスについて、省ホームページで紹介しています。これらのビジネスの活用も併せて御検討ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/business.html



(連絡先)

バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

担当：三浦、佐藤、河原崎

電話：03-6744-2066

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策

小学校・中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食向けに未利用の食品を有効活用するため、食品関連事業者等に対して、

- ①フードバンクに寄附する際の輸配送費
 - ②再生利用（飼料化・肥料化等）する際の輸配送費や処理費
- を支援します。

支援対象者

農林漁業者、食品関連事業者（製造・卸売・小売・外食）、学校設置者（都道府県・市町村）など

※フードバンク及び再生利用事業者は支援対象者ではありません。

支援の内容

1. フードバンク活用の促進対策

未利用食品をフードバンクに寄附する又は
フードバンクと調整の上で福祉施設等に直接
寄附する際に必要となる輸配送費

【支援額】

輸配送費(右図①) (注1)

- ・車両の庸車により行うもの
定額（7,000円/t以内）
- ・小口配送便等により行うもの
定額（70円/kg以内）

休校により
未利用食品が
発生！

食品関連
事業者等

新たな販売先を探し、
可能な限り販売



どうしても販売が難しい場合
(賞味期限にあまり余裕がない等)

フードバンクへの寄附

食品関連
事業者等

輸配送費①
※1

フードバンク



福祉施設・
こども食堂等

(※1 フードバンクと調整の上で福祉施設等に直接寄附する際は、その輸配送費を支援)

2. 再生利用の促進対策

やむを得ず廃棄することとなる未利用食品
を再生利用する際に必要となる輸配送費及び
再生利用事業者に対して支払う再生利用に係
る処理費

【支援額】

輸配送費(右図②) (注2)

- ・車両の庸車により行うもの
定額（7,000円/t以内）

再生利用に係る処理費(右図③) (注3)

定額（32円/kg以内）

どうしてもフードバンクへの寄附が難しい場合
(消費期限・賞味期限切れ、品質劣化等)

飼料・肥料等への再生利用

食品関連
事業者等

輸配送費②
処理費③※2

再生利用
事業者



飼料・肥料等

農業者等

(※2 食品リサイクル法で定められている製品の原材料として再生利用されるものに限る)

(注1) フードバンクへの輸配送費について

- ・①事業実施主体からフードバンクに輸配送する費用
- ②フードバンクと調整した上で事業実施主体から需要地（福祉施設、こども食堂等）に直接輸配送する費用が補助対象となります。
- ・事業実施主体からフードバンクに輸配送した後に、フードバンクから需要地に輸配送する費用は補助対象外です。
- ・事業実施主体、フードバンク又は需要地の運営に携わる者が、自ら輸配送する場合は補助対象外です。

(注2) 再生利用事業者への輸配送費について

- ・事業実施主体が、自ら輸配送する場合は補助対象外です。

(注3) 再生利用に係る処理費について

- ・事業実施主体が、自ら処理する場合は補助対象外です。

支援の要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等（※）の一斉臨時休業により発生する、**学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るものであること**
（※）対象となる学校
国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、夜間課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）
- 令和2年2月27日（木）～3月31日（火）の間に、**有効活用（フードバンクへの寄附、再生利用）を行うもの**
- **対策ごとに次の要件を満たすこと**

1. フードバンク活用の促進対策

- （ア）事業実施主体が、未利用食品をフードバンクに寄附する取組であること。
- （イ）需要の減少やこれに伴う取引先からの注文のキャンセル等により、やむを得ず発生し、代替販路が確保できない未利用食品であること。

2. 再生利用の促進対策

- （ア）事業実施主体が、未利用食品を再生利用事業者、飼料、肥料等製品（※）の原材料として利用するために委託又は譲渡する取組であること。
- （イ）需要の減少やこれに伴う取引先等からの注文のキャンセル等により、やむを得ず発生し、代替販路の確保や「1. フードバンク活用の促進対策」による寄附等食品としての活用が困難な未利用食品であること。

（※）再生利用の製品について

- ・以下の製品に再生利用する場合に補助対象となります。
飼料、肥料、きのご類の栽培のために使用される固形状の培地、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂、油脂製品、エタノール、メタン

応募方法

①事業の募集要領・実施要綱・交付要綱の内容を

農林水産省ホームページで確認

②事業実施計画書を作成

（事業実施計画書は農林水産省ホームページにて取得できます。）

③応募期限までに、正1部、副1部を以下の問い合わせ先に提出

（原則として郵送又は宅配便。FAXや電子メールは不可）

応募期間：令和2年3月10日（火）～24日（火）17時 必着

※応募のあったものから順次手続きを開始し、本対策の事業費がなくなり次第、募集を終了します。

・正1部、副1部ともに、押印が直接なされたものがが必要です。
・事業実施計画書を郵送する場合、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法にしてください。



食べものに、
もったいないを、
もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

問い合わせ先：〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課（北別館6階ドアNo.北610）

電話番号：03-3502-8111（内線：4315）

FAX：03-6738-6552

農林水産省：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html#foodbank

ホームページ ↑詳細はホームページで御確認ください。

QRコードからもホームページを確認できます→



事務連絡
令和 2 年 3 月 3 日

各 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障 害 保 健 福 祉 部 局
介 護 保 険 担 当 主 管 部 局
御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき取り組んでいただいているところですが、子ども食堂については、地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえ、地域における感染の状況等を勘案しつつ、下記の内容に留意されるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。併せて、教育関係部局等の関係部局にも周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

記

1. 子ども食堂における感染拡大の防止に向けた対応

子ども食堂については、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」（平成 30 年 6 月 28 日付け厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知。以下「子ども食堂通知」という。）により、その運営上留意すべき事項等について、食品安全管理に関して留意すべき事項を含め、お示しをしているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）が発出されたところです。

さらに、令和 2 年 3 月 1 日には、「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐた

めに」も公表されています。

子ども食堂の運営にあたっては、上記の通知、事務連絡等を踏まえ、感染拡大の防止に向けた対応を行っていただくようお願いいたします。

なお、子ども食堂は、2において述べるとおり、ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」及び生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯に対する「子どもの学習・生活支援事業」と併せて実施されている場合がありますが、これらの事業の実施に当たっての留意点は、「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月28日付け子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室・社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）においてお示ししておりますので併せて参照いただきますようお願いいたします。

2. 地域の実情に応じた取組の推進

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して、以下の内容について、子ども食堂の運営者等への周知を図っていただくようお願いいたします。

（1）子ども食堂の活動において活用可能な政府の施策

子ども食堂の活動については、子ども食堂通知においてお示ししているとおり、厚生労働省において実施している以下のような施策と連携し、又は一体的に実施することで、より効果的に展開することが期待されます。

- ・ 母子家庭等対策総合支援事業における子どもの生活・学習支援事業
- ・ 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業
- ・ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター事業

また、内閣府においては、子どもの貧困対策の観点から、子ども食堂にも資する施策として以下を推進しています。

- ・ 地域における総合的な支援体制の確立に向けた地方自治体の取組に活用できる地域子供の未来応援交付金
- ・ マッチング・ネットワーク推進協議会を通じた企業等との連携の促進

（2）学校の臨時休業期間中における子どもの食事の確保

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して、子どもの食事について、支援策を表明している民間企業があります。

こうした民間企業や、地方公共団体、子ども食堂の運営者等が、連携・協力を図りながら、（1）で述べた政府の施策の活用をするなどしつつ、地域の実情に応じた取組を進めていくことは、学校の臨時休業期間中における子どもの食事の確保に大きく資するものと考えています。

（3）子育て短期支援事業の活用

保護者の疾病等により、食事の用意を含めた子どもの養育が困難な家庭に対しては、保護者の希望等を踏まえつつ、子育て短期支援事業の利用も勧奨いただきますようお願いいたします。

この場合、以下の点にも御留意をお願いします。

- 市区町村の子ども家庭総合支援拠点が必要と認めた場合は、保護者から利用料金を徴収せずに利用させることを可能とする補助メニューがあること。
- 同事業の利用は「原則 7 日以内」としているが、今般の状況に鑑み、家族の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこと。
- 家族の状況等に応じ、例えば、昼間は同事業を利用し、夜間は家族で過ごすといったことも可能であること。

(別添 1)

- ・「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」(平成 30 年 6 月 28 日付け厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知)
※同通知に「子ども食堂における衛生管理のポイント」(別添 8)を記載。

(別添 2)

- ・「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)における感染拡大防止のための留意点について」(令和 2 年 2 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

(別添 3)

- ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」(令和 2 年 3 月 1 日公表)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>

(別添 4)

- ・「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和 2 年 2 月 28 日付け子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室・社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)

(別添 5)

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業について

【照会先】

(子どもの生活・学習支援事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

(子どもの学習・生活支援事業)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係
電話：03-5253-1111(内線 2879)

(地域活動支援センター事業)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 地域生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 3075)

(介護予防・日常生活支援総合事業)

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係
電話：03-5253-1111(内線 3986)

(介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業))

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係
電話：03-5253-1111(内線 3947)

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 28 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 ひとり親家庭支援担当部局・生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における
新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき取り組んでいただいているところですが、ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」及び生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯に対する「子どもの学習・生活支援事業」（以下「学習支援事業」という。）については、地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえ、地域における感染の状況等を勘案しつつ、下記の内容に留意のうえ実施されるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

記

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 24 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度における各事業の業務等における留意点について」（令和 2 年 2 月 25 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出されたところですが、学習支援事業の実施にあたっては、同事務連絡を踏まえ、感染拡大の防止に向けた対応を行っていただくようお願いいたします。

なお、学習支援の実施に関しては、学習教材を配布し、メールや電話等により支援員が助言・指導を行うなどの対面以外での方法で実施するなど、状況に応じた柔軟な対応も可能となっております。

また、食事の提供に関しても、衛生管理等に十分配慮した上で、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得つつ、利用者の居宅に食品等を配布するなど状況に応じた柔軟な対応が可能となっております。

以上

(別添 1)

「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 24 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

(別添 2)

「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度における各事業の業務等における留意点について」（令和 2 年 2 月 25 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）

【照会先】

（ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

（生活困窮世帯に対する「子どもの学習・生活支援事業」）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係
電話：03-5253-1111(内線 2879)

(別添1)

事 務 連 絡
令和2年2月24日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における
感染拡大防止のための留意点について

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）の利用者等（社会福祉施設等の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」や「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）や「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について」（令和2年2月23日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）などでお示したところであるが、社会福祉施設等における感染拡大を防止する観点から、罹患が確認されない利用者等についても、別紙の点に留意されたい。

社会福祉施設等（通所・短期入所等）における感染拡大防止のための留意点

（職員等について）

- 社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る。以下同じ。）の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5 度以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底する。社会福祉施設等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

ここでいう職員とは、利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断ること。

- 該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。
- なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等により柔軟な取扱いが可能とされているので、同事務連絡を参照されたい。

（利用者について）

- 社会福祉施設等の送迎に当たっては、送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼

吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。

- 発熱により利用を断った利用者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。

訪問介護等の提供等を行う場合には、別紙２を踏まえた対応を徹底すること。

- 市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

居宅を訪問して行うサービス等における留意点

- 社会福祉施設等（居宅を訪問してサービスを行う場合に限る。以下同じ。）の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5 度以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底する。社会福祉施設等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。
- 該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。
- なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等により柔軟な取扱いが可能とされているので、同事務連絡を参照されたい。
- サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し（可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい）、発熱が認められる場合には、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意すること。
 - (1) サービスを行う事業者等は、地域の保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。
 - (2) 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

(3)サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

(公衆衛生対策に関するお問い合わせ)

※公衆衛生に関するお問い合わせについては、衛生主管部局を通じて、厚生労働省健康局結核感染症課にお問い合わせください。

(児童心理治療施設及び児童自立支援施設(いずれも通所に限る。))並びに子育て短期支援事業に関するお問い合わせ)

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL: 03-5253-1111 (内線4868)

(障害福祉サービス事業所等に関するお問い合わせ)

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL: 03-5253-1111 (内線3148)

(障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち通所・短期入所に係る支援を提供するものに関するお問い合わせ)

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

TEL: 03-5253-1111 (内線3022)

(介護保険サービスに関するお問い合わせ)

○厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

TEL: 03-5253-1111 (内線3975、3973)

○厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL: 03-5253-1111 (内線3929、3971)

○厚生労働省老健局振興課

TEL: 03-5253-1111 (内線3937、3979)

○厚生労働省老健局老人保健課

TEL: 03-5253-1111 (内線3948、3949)

事務連絡
令和2年2月25日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度に
おける各事業の業務等における留意点について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス患者が国内で確認されたことを踏まえ、社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応及び感染拡大防止に係る留意点については、令和2年2月24日付事務連絡（別添）により周知されていますが、生活困窮者自立支援制度における各事業の業務においても、これを参考に事業実施いただくよう、ご留意ください。

また、下記の留意点について、事業者に対して周知し、新型コロナウイルス感染症の感染防止等に努めるようお願いいたします。

なお、本事業の業務において使用するマスクやアルコール消毒液等の感染防止に係る物品については、事業費から支弁して差し支えないことを申し添えます。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくよう、よろしくお願いいたします。

記

1 相談業務等における留意点

(1) 手洗いの徹底

ドアノブなど様々なものに触れることにより、自分の手にもウィルスが付着している可能性があるため、頻回に流水と石けん、アルコール消毒液による手洗いを実施すること。特に、出勤時、外出先からの帰所時及び食事前等には、手洗いを徹底すること。

(2) 咳エチケット

くしゃみや咳が出るときには、飛沫にウィルスを含んでいるかもしれないため、咳エチケットに心がけること。咳やくしゃみの際には、マスクを着用するか、ティッシュなどで鼻と口を覆い、とっさの時には袖や上着の内側で覆い、周囲の人から顔をそむけ、できる限り離れること。

(3) マスクの着用等

対人距離の確保等（できるだけ 2 メートル程度の距離を保持することが望ましいこと。また、外出に当たっては、人混みを避けることが望ましいこと。）が望ましいが、相談業務等の対人距離の確保等が困難な場合には、マスクを着用すること。事業所内には次の例文を掲示する等の方法によって、職員のマスク着用について来所者の理解が得られるように努めること。

例文： 「咳エチケットの観点から、職員はマスクを着用するようにしております。ご理解とご協力をお願いします。」

(4) 事業所内の清掃・消毒

感染者が触れる可能性の高いドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、テーブル、いす、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー等については、アルコール消毒液等を用いた拭き取り清掃を 1 日 1 回以上実施することが望ましいこと。

2 来所者・自立支援センター等の入所者への対応

- (1) 来所者・自立支援センター等の入所者（以下、「来所者等」という。）が利用できるよう、入口にアルコール消毒液を設置することが望ましいこと。
- (2) 来所者等が操作するパソコン等の共有物がある場合、来所者等が利用できるよう除菌用ウェットティッシュ等を設置することが望ましいこと。
- (3) 厚生労働省の特設 HP 等で公開されている情報や啓発ポスターとして掲載されているポスター等を活用し、感染予防対応について周知すること。

（参考）厚生労働省特設 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- (4) 感染した来所者等及び感染が疑わしい来所者等（感染した者と接触があり、発熱や咳などの症状がある）がいる場合、また、入所者のうち、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者又は妊婦については、37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。これら以外の入所者については、37.5℃以上又は呼吸器症状が4日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・

接触者相談センター」に連絡して、事後の対応に関する指示を受けること。

- (5) 一室で複数の者が宿泊する自立支援センター等においては、症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間については、医務室や面談室等を活用して当該入所者を移動させたり、居室の部屋割りの変更などにより、他の入所者との接触を可能な限り減らすなど、感染拡大防止に留意すること。また、疑いがある利用者とその他の利用者の面談等に当たっては、可能な限り、担当職員を分けて対応すること。

(参考) 各都道府県が設置する帰国者・接触者相談センター情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html

3 新型コロナウイルスに感染した職員等について

- (1) 感染した職員及び感染が疑わしい職員（感染した者と接触があり、発熱や咳などの症状がある）は出勤しないこと。
- (2) 感染した職員及び感染が疑わしい職員は、帰国者・接触者相談センターに連絡して、事後の対応に関する指示を受けること。

(参考) 各都道府県が設置する帰国者・接触者相談センター情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html

4 職員・来所者等が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

事業者は保健所に連絡して、事務室、居室や共有部等の消毒や他の職員の出勤の可否等、感染を拡大させないための措置について相談し、保健所の指示に基づき、所要の措置を講じること。

5 その他

当面、基本的には上記の留意事項を踏まえつつ通常業務を継続することとするが、地域において感染が増加する事態に至った場合、予定している会議、セミナー、グループワークなどのプログラムについては、その必要性を再考の上、実施方法の見直し、延期、中止も検討すること。

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

電話：03-5253-1111（内線2231）

事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 13 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所管学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市ひとり親家庭支援担当部局
各都道府県・指定都市・中核市生活困窮者自立支援制度主管部局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進等について

現在、新型コロナウイルスの感染症対策として、小学校、中学校等の一斉臨時休業などの対応が求められています。これに伴い、学校給食で使用する予定であった食品が未利用となり、場合によってはやむを得ず廃棄されることが懸念されます。

このような未利用食品の有効活用の一つとして、フードバンクへの寄附があります。フードバンクとは、食品関連事業者等から未利用食品の寄附を受けて、社会福祉団体等食品を必要としている人や施設に提供する取組であり、食品ロスの削減及び廃棄物処理の負担軽減の観点から積極的な取組が必要と考えています。

こうした状況を踏まえ、農林水産省において、新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品のフードバンクへの寄附推進のため、食品関連事業者からフードバンクへ寄附することを希望する未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに対し一斉に情報発信する取組を進めており、食品関連団体宛てに別添のとおり事務連絡が発出されています（別添 1）。（別途全国のフードバンクにも農林水産省から同趣旨の事務連絡を発出しています）。

また、この度取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第 2 弾一」（令和 2 年 3 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、文部科学省では、「臨時休業に伴う学校給食休止への対応について」（令和 2 年 2 月 28 日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において周知したとおり（別添 2）、「学校臨時休業対策費補助金」を創設しました。

具体的には、臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請とそのために学校設置者が要した費用等への支援（学校給食費返還等事業）等を行います。

学校給食費返還等事業については、学校設置者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費（フードバンクへ寄附した場合も含む）や業者への違約金等が含まれます。

また、農林水産省では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により、食品関連事業者等から発生する学校給食で活用する予定であった未利用食品をフードバンクへ寄附する又はフードバンクと調整の上で福祉施設等に直接寄附する際に必要となる輸配送費を支援する等の事業（以下「新しい事業」という。）も実施しています（別添3）。この新しい事業を活用して、未利用食品について、有効活用を進めていくことが可能です。

未利用食品の具体的な活用方法としては、生活困窮者自立支援制度を活用した生活困窮者支援やひとり親家庭に対する支援に役立てていくことが考えられます。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、居住に困難を抱える方に宿泊場所や衣食の提供を行う一時生活支援事業や生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を実施するものです。

生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援を行うためには、これらの事業の中で、未利用食品を有効活用していくことが重要です。例えば、公共料金を滞納されている世帯等を中心に配布し、生活上の困りごと等の相談のきっかけとすること、一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の利用者に配布し、生活を支援したり、訪問と組み合わせて見守りに役立てること、学習支援と子ども食堂の一体的な実施を進める中で当該食品を活用して食事を提供すること等、事業の効果を高めている自治体の取組例もあります。

また、ひとり親家庭及び生活困窮世帯に対する学習支援事業におけるフードバンク等の協力による利用者宅への食品等の配布については、「ひとり親家庭及び生活困窮世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月28日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室、社会援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において周知したところです（別添4）が、新しい事業を活用することにより、これらの学習支援事業に併せて食品等の配布の取組がより一層しやすくなると考えられるところです。

このような取組を円滑に進めるためには、未利用食品の活用と生活困窮者やひとり親家庭の支援という双方の観点から、教育委員会や福祉部局、農林部局、環境部局などの庁内部局が連携して、情報共有しながら進める必要があります。このような庁内の連携体制の構築は、例えば、学校給食センター、フードバンク、自立相談支援機関の顔の見える関係の構築にもつながり、今回の小学校、中学校等の一斉臨

時休業への対応だけでなく、例えばインフルエンザによる学級閉鎖時などへの対応にも役立つものであることから、今般を契機に連携を進め、取組を開始し、食品ロスの削減と生活困窮者やひとり親家庭の支援の充実・強化につなげていただくようお願いします。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して周知をお願いします。

また、各都道府県におかれては貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

<本件連絡先>

（「学校臨時休業対策費補助金」関係）

文部科学省初等中等教教育局

健康教育・食育課学校給食係・食育推進係・庶務助成係

TEL：03-5253-4111（内線 2694・2095・2692）

（ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」関係）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

母子家庭等自立支援室 生活支援係

TEL：03-5253-1111（内線 4887）

（生活困窮者自立支援制度関係）

厚生労働省社会援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室 居住支援係

TEL：03-5253-1111（内線 2879）